

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 個人の土地譲渡益課税の税率緩和

Q：私は10年程前に購入した土地の売却を考えています。

今回の改正で、土地の譲渡益課税の税率が緩和されたと聞いたのですが、どのようになったのでしょうか。

A：長期所有の土地等については、税率が大幅に引き下げられました。

### 【解説】

個人の土地等の譲渡所得に対する課税は、他の所得と総合課税されず、分離課税とされています。

今回の改正で、長期所有（譲渡の年の1月1日における所有期間が5年超）の土地建物等を譲渡した場合の譲渡益に対する税率が次のように緩和されました。

#### (1)改正後

特別控除後の譲渡益	所得税率	住民税率
6,000万円以下の部分	20%	6%
6,000万円超の部分	25%	7.5%

#### (2)改正前

特別控除後の譲渡益	所得税率	住民税率
4,000万円以下の部分	20%	6%
4,000万円超	25%	7.5%
8,000万円以下の部分		
8,000万円超の部分	30%	9%

上記の新税率の適用期間は、平成10年1月1日から平成12年12月31日までの譲渡に適用されます。

なお、土地等の譲渡の日は原則としてその土地等の引渡しの日ですが、一定の条件の下、契約日とすることもできます。

